

プロバイダ責任制限法について

平成25年8月6日
総務省総合通信基盤局
消費者行政課



プロバイダ責任制限法の概要



プロバイダ責任制限法に関する検証



参照条文

プロバイダ責任制限法の概要① ～制度趣旨～

プロバイダ責任制限法の制度趣旨

・インターネット上の他人の権利を侵害する情報の流通について、プロバイダ等は、権利を侵害されたとする者又は発信者から、以下のような法的責任を問われるおそれがある。

① 他人の権利を侵害する情報を放置

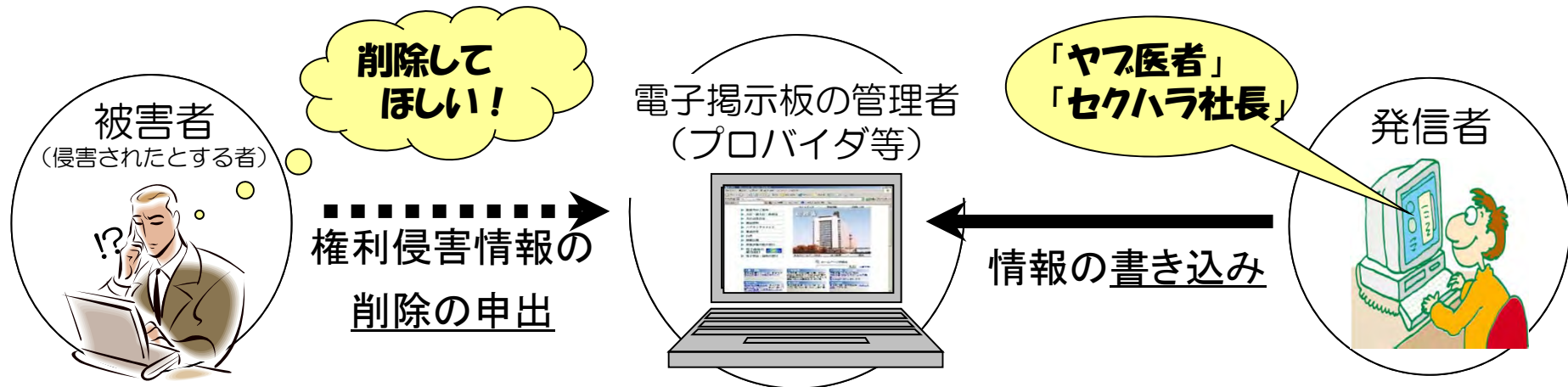
⇒ 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性

② 実際は権利を侵害していない情報を削除

⇒ 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

☞ プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)は、プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」等の重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、適切な対応が行えるようにするためのもの。

プロバイダ責任制限法の概要② ～権利侵害情報の削除(第3条)～



<被害者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は削除しなくても免責

プロバイダ等
による対応

削除せず

削除

<発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があった場合
- ② 削除の申出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合は削除しても免責



プロバイダ責任制限法の概要③～発信者情報の開示請求(第4条)～

① 侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らかであること

② 損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があること

の両要件を満たせば開示を請求できる



電子掲示板の管理者
(プロバイダ等)

※ 開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責

開示しない場合

開示請求

(開示請求の訴え)

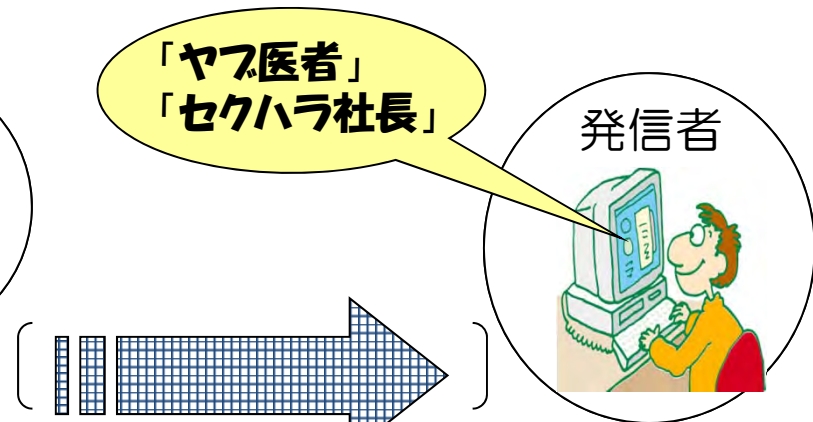


被害者
(侵害されたとする者)



裁判所

損害賠償請求したいが
相手が誰かわからない。



発信者

損害賠償請求等

プロバイダ責任制限法の概要⑤ ～開示する発信者情報の範囲～

開示する発信者情報の範囲

・プロバイダ責任制限法で開示を請求することができる情報は、「当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。)」(法第4条1項)とされている(※)。

※総務省令で定めるもの

- ① 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- ② 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- ③ 発信者の電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)
- ④ 侵害情報に係るIPアドレス(インターネットに接続された個々の電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を識別するために割り当てられる番号をいう。)
- ⑤ 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- ⑥ 侵害情報に係るSIMカード識別番号
- ⑦ ④のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、⑤の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は⑥のSIMカード識別番号に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

プロバイダ責任制限法の概要⑥ ～特定電気通信役務提供者～

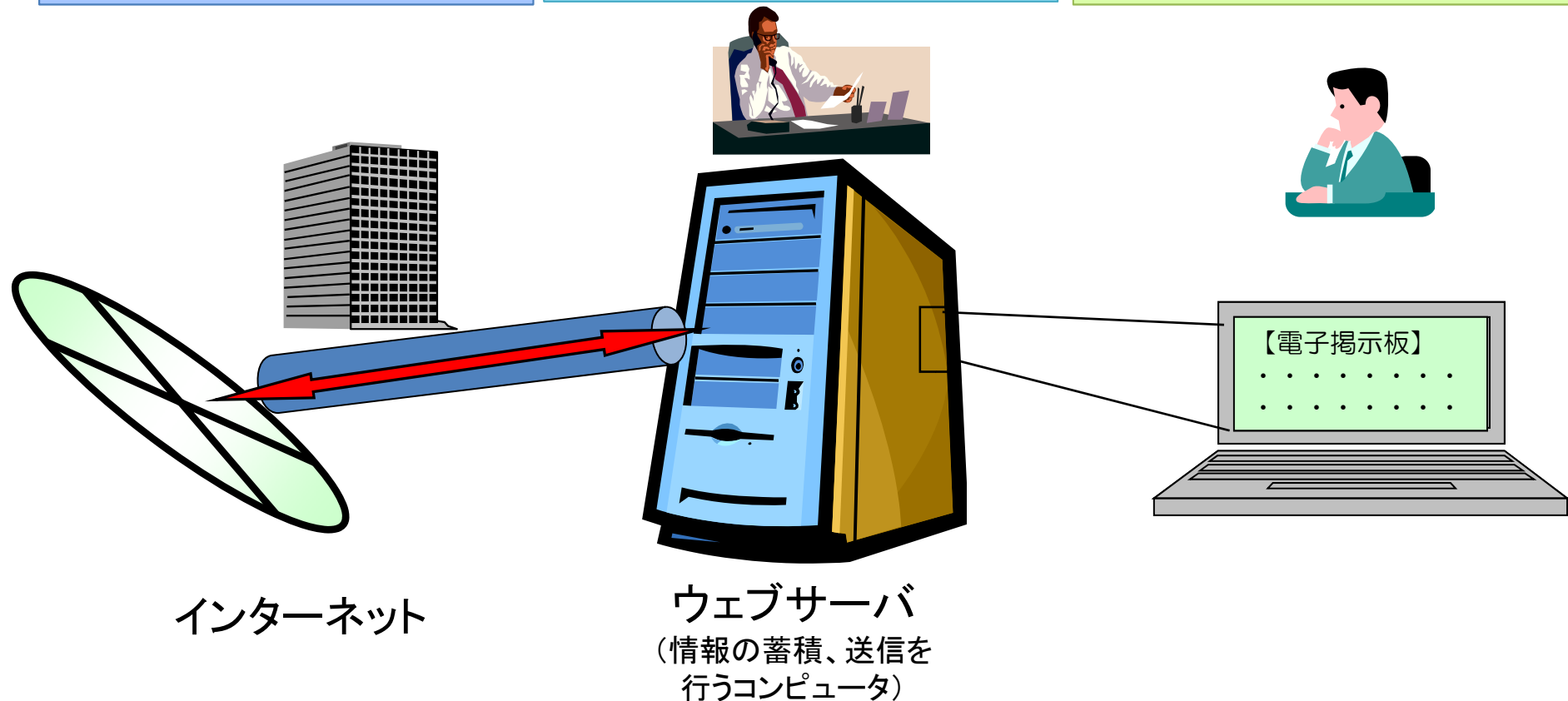
- ・プロバイダ責任制限法は、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（特定電気通信）」を対象。
- ・同法の適用対象である「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信の用に供される設備を他人の通信の用に供する者を意味する。

(特定電気通信役務提供者の例)

アクセスプロバイダ
(インターネットへの接続サービスを提供する者)

ウェブサーバ管理者
(ウェブサーバ全体を管理・運営する者)

電子掲示板等の管理者
(ウェブサーバのうち、特定のサイト・電子掲示板を管理運営する者)



プロバイダ責任制限法関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、関係者から成る「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」を結成し、実務上の行動指針となる分野別の「ガイドライン」を作成。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(平成14年5月)

○インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン(平成14年5月)

○インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
○法施行以降平成22年8月末までに、JASRACから約48万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン(平成17年7月)

○インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン(平成19年2月)

○インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。



プロバイダ責任制限法の概要



プロバイダ責任制限法に関する検証

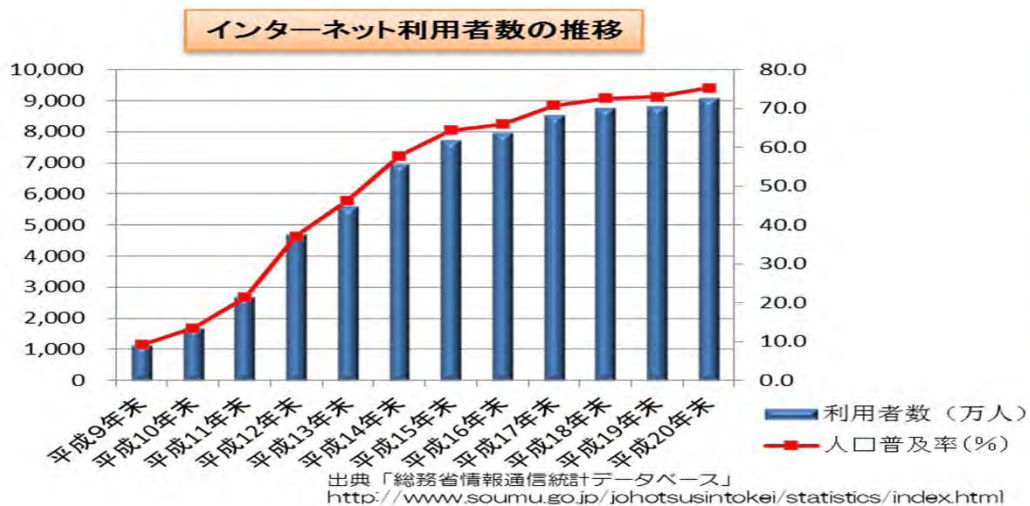


参照条文

プロバイダ責任制限法に関する検証

インターネットを取り巻く環境の変化、諸外国の動向等を踏まえ、平成22年10月に、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(座長:堀部政男 一橋大学名誉教授)に、「プロバイダ責任制限法検証WG」(主査:長谷部恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授)を設置し、同法の検証を実施。

平成23年7月に「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」を取りまとめ、公表。



様々なインターネットサービスの登場・開始

年	新たなインターネットサービス
平成14年	着うたサービス登場
平成15年	IP電話サービス登場
平成17年	動画投稿サイト (YouTube等) 登場
平成18年	Twitter登場
平成19年	行動ターゲティング広告のネットワーク配信開始
平成20年	Google 我が国でストリートビューサービス開始

【プロバイダ責任制限法検証WG 構成員】

主査	長谷部 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科教授
主査代理	森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島並 良	神戸大学大学院法学研究科教授
	平野 晋	中央大学総合政策学部教授
	山下 純司	学習院大学法学部教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
オブザーバ	内閣官房知的財産戦略推進事務局	
オブザーバ	法務省民事局参事官室	
オブザーバ	文化庁著作権課	

発信者情報の開示における権利侵害の明白性

提言の内容

- 「権利侵害の明白性」の要件は、被害者の被害回復の必要性と、発信者のプライバシーや表現の自由の利益との調和の観点から規定されたものである。
- すなわち、被害者の被害回復の必要性が認められる一方で、発信者情報開示請求により開示される情報は、発信者のプライバシーに関わる事項であるところ、プライバシーは、いったん開示されると、原状に回復させることが不可能な性質のものであり、その取扱いには慎重さが当然に求められる。
- また、匿名表現の自由についても、その保障の程度はさておき、保障されることに疑問の余地はなく、可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要がある、このような観点から「権利侵害の明白性」が要件として規定されたものである。
- そうすると、権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシーが侵害されてもよいと考えることは相当ではない。
- 以上より、「権利侵害の明白性」に関し、これを不要とすることは不適切と考えられる。

電子メールにより権利が侵害されている場合

提言の内容

- プロバイダ責任制限法は、インターネット上のウェブページや電子掲示板等の特定電気通信をその対象としているが、これは問題となる情報が電気通信役務を提供する者の電気通信設備に記録されており、不特定の者からの求めに応じてその情報の自動的な送信が継続的に行われるものである。このような通信は、不特定多数の者を対象としており、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、電気通信役務を提供する者による迅速で適切な対応が特に必要とされている。
- これに対して、電子メールのように一回ごとに通信が完了する形態の通信は、特定の者を対象とし、かつ、過去に問題となる通信を行ったからといって、それ以降の通信について問題となる情報の送信が必ず行われるとは限らないものであり、被害の広がりやその拡大のスピードという点で、特定電気通信とは異なるものである。
- また、電子メールは特定者間の通信であって非公知であり、プロバイダ等がその内容を探知すべきものではなく、かつ、通信の秘密との関係上、その内容をプロバイダ等は確認することができず、プロバイダ等において他人の権利侵害(又は権利侵害の明白性)について判断することができないことからすると、これをプロバイダ責任制限法の対象とすることは、発信者のプライバシーや通信の秘密などといった重大な権利を不必要に侵害する可能性がある。
- そのため、電子メールをプロバイダ責任制限法の対象とすることは妥当ではないと考えられる。

情報の流通により直接権利侵害していない場合

提言の内容

- 立法の経緯及び文言に照らすと、現状では、これを「情報の流通によって」に含めることは困難である。
- 流通により他人の権利を直接侵害しない情報を発信者情報開示請求の対象とした場合、プロバイダ等においては、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないことから、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、その結果、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクが高まる。
- プロバイダ等が適切に主張立証しうるのは、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータの権利侵害に関する事項にとどまることからすると、訴訟係属した場合にはプロバイダ等においてそれ以上の適切な主張立証をなしえない。
- このように、重要な権利との関係や訴訟手続上の問題があることからすると、プロバイダ責任制限法のみで検討するのではなく、訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段の在り方として検討すべきものであって、そのためには、関係省庁をはじめ幅広く議論する必要がある。



プロバイダ責任制限法の概要



プロバイダ責任制限法に関する検証



参照条文

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(抄)①

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(抄)②

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2** 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下この号及び第四条において「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。